

北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置を
とることを求める意見書

これまでも、日本をはじめ国際社会は、北朝鮮に対し、再三再四にわたり、国連安全保障理事会の決議を順守し、核実験や弾道ミサイル発射等の挑発行為を行わないよう、繰り返し要求してきた。

しかしながら、北朝鮮は国際社会の反対を無視し、去る8月29日、9月15日と北海道上空を通過し、北海道襟裳岬東の太平洋上に落下する弾道ミサイルを続けて発射、さらに9月3日には、6回目の核実験を強行するなど、核・弾道ミサイル開発を放棄する意思がないことを示している。

このように、国際社会の平和と安全を軽視し、手前勝手な暴挙を繰り返す北朝鮮に対し、昭和63年9月に「非核平和都市宣言」をし、世界の恒久平和を願う本町議会は、強く抗議するものである。

北朝鮮の度重なる核実験、ミサイル発射は、近年ますますエスカレートしており、発射されたミサイルが日本上空を通過するなど、安全確保の観点から極めて深刻な問題であり、国民の不安は増大する一方である。

よって、国会および政府におかれては、関係各国の緊密な連携および国連を中心とする多国間協議を踏まえつつ、「対話と圧力」という一貫した方針の下、断固たる厳しい措置をとるなどの毅然とした態度で臨み、このような暴挙が決して繰り返されることのないよう、早急な解決に向けた実効ある措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月21日

富山県入善町議会